

2013年5月1日

各 位

オリックス銀行株式会社

「eダイレクト金銭信託」新発売

～インターネットに特化した貸付金運用型金銭信託^(※1)～

オリックス銀行株式会社（本社：東京都港区、社長：潮 明夫、以下「オリックス銀行」）は、2013年5月7日^(※2)より、金銭信託（愛称）「eダイレクト金銭信託」（以下「eダイレクト金銭信託」）の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

「eダイレクト金銭信託」は、インターネット取引に特化した貸付金運用型金銭信託です^(※1)。金銭信託は、通常、銀行もしくは信託銀行の窓口でお申し込みができますが、「eダイレクト金銭信託」はお客さまにご来店いただく必要がなく、24時間インターネットでお申し込みいただけます。また、お客さまからお預かりした資金は当社が厳選した企業1社への貸付金として運用するため、シンプルで分かりやすい仕組みの商品であることが特徴です（株式会社格付投資情報センターより格付取得予定です）。インターネット取引に特化することでコストを抑え、お客さまに少しでも配当率で還元できるよう商品開発いたしました。

発売第1号商品は『eダイレクト金銭信託（予定配当率型）オリックス株式会社第1号』です。「予定配当率 年0.50%（税引前）」、「信託期間6カ月」と短い期間の商品設計とし、募集期間は2013年5月14日から2013年5月28日を予定しています。^(※3)



オリックス銀行は“しなやかな発想”でお客さまの幅広いニーズに応え、魅力的な金融商品・サービスをご提供することで、お客さまに「お選びいただける銀行」「ご利用いただける銀行」を目指してまいります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

オリックス銀行 経営企画部 上野・國貞

TEL : 03-6722-3630 URL : <http://www.orixbank.co.jp/>

(※1) インターネット取り引きができるのは個人のお客さまに限ります。法人のお客さまはお申込方法が異なります。2013年5月7日15:00以降、法人金銭信託デスクまでお問い合わせください。

【法人金銭信託デスク】0570-550-094 受付時間 9:00-17:00（土日祝および12/31～1/3休）

(※2) eダイレクト金銭信託の商品内容の詳細は、2013年5月7日15:00にウェブサイトに掲載いたします。商品についてのお問い合わせは、2013年5月7日15:00以降、金銭信託デスクまでお問い合わせください。

【金銭信託デスク】0120-104-094 受付時間9:00-17:00(土日祝および12/31~1/3休)

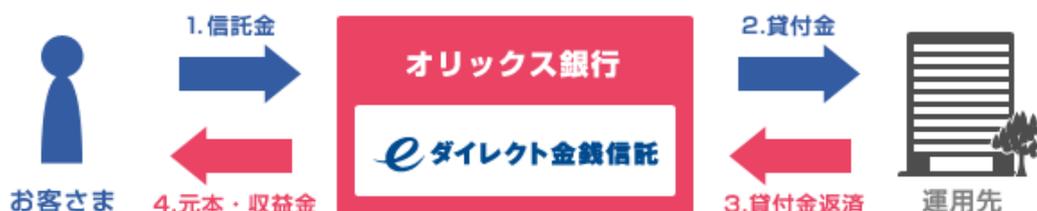
(※3) 商品の特徴や、お客さまにご負担いただく費用・手数料、また商品性に伴うリスクについては、2013年5月7日15:00以降、ウェブサイトにある「募集要項」をご確認ください。

■「eダイレクト金銭信託」商品概要

【特徴】

1. インターネットで24時間お申し込みができる
2. 運用がシンプル(企業1社への貸付による運用)
3. お預かりした資金は当社が厳選した企業への貸付金で運用

【仕組み】



1. 当社はお客さまからご資金をお預かりいたします
2. 当社はお預かりしたご資金を、当社が選定した企業(運用先)に対する貸付金として運用いたします
3. 運用先は貸付期間満了後、当社に利息・元本を返済いたします
4. 当社は信託約款にもとづき、お客さまに収益金の配当および元本の償還をおこないます

■「eダイレクト金銭信託(予定配当率型)オリックス株式会社第1号」概要

【商品概要】

商品名(愛称)	eダイレクト金銭信託(予定配当率型)オリックス株式会社第1号
主な運用対象	オリックス株式会社を貸付先とする無担保貸付金を主たる運用対象とします。
お申し込みいただける方	eダイレクト預金口座をお持ちの、国内に住所を有する20歳以上の個人のお客さま ※法人のお客さまは「法人金銭信託デスク」までご相談ください 法人金銭信託デスク 0570-550-094(受付時間 9:00~17:00 土日祝および12/31~1/3休)

募集期間	<p>2013年5月14日から2013年5月28日まで</p> <p>※ お申込総額が募集予定金額に達した場合には、募集期間の途中であっても、お申し込みの受付を終了させていただく場合があります。</p> <p>※ 本商品のお申し込みは原則として取り消すことができません。</p>
信託期間	<p>2013年6月4日（信託契約日）から2013年12月4日（信託終了日）までの約6ヶ月間</p> <p>※ この商品は自動継続のお取り扱いはございません</p>
募集予定金額	100億円
最低募集総額	<p>50億円</p> <p>※ 募集期間中のお申込総額が最低募集総額に満たない場合には、信託契約の締結をお断りすることがあります。</p>
お申込単位	<p>200万円以上100万円単位</p> <p>※ 法人のお客さまは「法人金銭信託デスク」までご相談ください 法人金銭信託デスク 0570-550-094（受付時間 9:00～17:00 土日祝および12/31～1/3休）</p> <p>※お客さまに「特別解約事由（死亡・破産等）」が発生した場合でも中途解約ができない場合があります。商品説明書および募集要項に記載された中途解約に関する事項を十分ご理解の上、お申し込みください。</p>
予定配当率	<p>年0.50%（税引前）</p> <p>※ 信託期間に適用する配当率です。</p> <p>※ 信託期間中、予定配当率の見直しは行いません。</p>
お申込窓口	<p>募集期間中、オリックス銀行のウェブサイトにて24時間お申し込みいただけます。</p> <p>※ 法人のお客さまは「法人金銭信託デスク」までお問い合わせください。 【法人金銭信託デスク】0570-550-094（受付時間 9:00～17:00 土日祝および12/31～1/3休）</p>
収益配当	<p>予定配当額は、以下の計算式により算出されます。</p> <p>「お客さまの信託元本」×「予定配当率」×「計算期間の実日数」÷365</p>
収益金・元本のお支払日	2013年12月11日
税金	<p>原則として収益金に対し、20.315%が源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）されます。</p> <p>マル優制度はご利用になれません。</p>
中途解約	原則として中途解約はできません。
受託者	オリックス銀行株式会社

■金銭信託のご注意事項

□主なりリスクについて

●主な運用対象である貸付先に破産等の債務不履行が発生した場合には、当該貸付金の元利金が弁済されず、貸付先に対する債権を貸付元本残高以下の価額で売却せざるを得ないことがあります。この場合、信託設定時にお示しした予定配当率に基づく収益金の配当ができない可能性のほか、お客さまからお預かりした信託元本にも損失が生じる可能性があります。

●中途解約準備金の運用先である受託者の破産等による債務不履行が発生した場合、収益金の配当ができない可能性のほか、お客さまからお預かりした信託元本にも損失が生じる可能性があります。

●主な運用対象である貸付先に債務不履行が発生するなど一定の事由が生じた場合において受託者が必要と認めたときは、信託終了日より前に信託契約を強制終了させる場合があります。この場合、信託財産の換金処分等に時間を要することがあり、償還が大幅に後ずれする可能性があります。

□ご負担いただく費用について

●お申込手数料および中途解約手数料はかかりません。

●信託契約日から信託終了日までの期間、お客さまにご負担いただく信託報酬および費用は、以下の通りです。なお、これら信託報酬および費用の総額については、お申し込みの時点では確定しないため、表示いたしません。

●信託報酬

信託財産の中からお支払いいただきます。信託報酬は、信託元本に対して上限年率3.00%から下限年率0.01%の範囲内とし、受託者が運用成果に基づき信託約款の定めに従い算出します。

●租税・費用

信託財産の中から、信託財産に関する租税および信託事務の処理に必要な費用をお支払いいただきます。

□その他ご注意事項

●本商品には、元本補填や利益補足の特約は付されておりません。また、予定配当率はこれを保証するものではございません。

●本商品は預金ではありません。元本および利益の保証はありません。預金保険および投資者保護基金による保護の対象ではありません。

●本商品は原則として中途解約ができません。ただし、お客さまに特別解約事由(死亡、破産等)が生じた場合で、受託者が信託財産の交付に支障がないと判断した場合に限り、信託に残存する中途解約準備金の範囲で解約に応じます。なお、中途解約は契約単位でのご請求のみといたします。

- お客さまに特別解約事由（死亡、破産等）が発生している場合であっても、受託者がやむを得ない事情があると判断する場合には、中途解約に応じられないことがあります。また、この場合、受付済みの中途解約を取り消させていただく場合もありますので、予めご了承ください。
- 商品のお申し込みは原則として取り消すことが出来ません。またお申し込みに関してクーリングオフ制度の適用はありません。
- 商品のお申し込みをいただいた後、契約締結の可否については受託者であるオリックス銀行株式会社が最終判断いたします。ご契約のご締結をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。
- 「eダイレクト金銭信託」をお申し込みの際には、当社よりあらかじめ契約締結前交付書面をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえ、お客さまのご判断でお選びください。